

奈良県告示第二百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、四条土地改良区の役員が次のとおり就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和六年九月二十日

奈良県知事 山下 真

就任役員の役名、氏名及び住所

理事 浅田 善規

橿原市四条町三八〇―二